

令和7年3月7日

工事請負業者 各位

須 崎 市 長
(公印省略)

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の
運用（請負工事）に係る特例措置について（お知らせ）

公共事業労務費調査に基づき決定された、令和7年3月1日から適用の公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。))については、令和6年3月から適用した公共工事設計労務単価(以下「旧労務単価」という。))に比して、全国的全職種単純平均で約6.0%上昇しています。

このことに対して、国土交通省では、例年どおり新労務単価の運用に係る特例措置を定めて対応していることから、須崎市においても下記のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせします。

記

1 措置の内容について

新労務単価の決定に伴い、対象工事の受注者は、旧労務単価による契約を新労務単価による契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 特例措置の対象について

(1) 対象工事

請負契約締結日が令和7年3月1日以降の契約で、旧労務単価を適用して請負対象金額を積算しているものであって、かつ、工期の末日が令和7年4月1日以降となるもの。

(2) 契約締結日が令和7年2月28日以前の工事のうち、令和7年3月1日において工期の始期が到来しているものについては、建設工事請負契約書のインフレスライド条項によるものとする。ただし、※基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事を対象とする。

※基準日は出来高確認を行う日とする。

3 特例措置の運用について

(1) 対象工事の受注者への通知(様式1)

対象工事の受注者に、特例措置の対象工事であることを発注者（総務課）から通知する。

(2) 特例措置についての通知の受領（様式1）

受注者は特例措置についての通知書を受領した場合は、通知書（写し）の受領書欄に必要事項を記載及び押印のうえ、郵送等により発注者（総務課）に提出する。

(3) 請負代金額の変更協議の請求（様式2）

ア 受注者は特例措置に基づく協議を請求する場合は発注者（発注課）に協議書を提出する。

イ 請求期限は、令和7年4月18日（金）までとする。

(4) 変更協議

発注者と受注者は協議の日程調整をし、工事請負契約書に基づき変更協議を行う。

(5) 変更額の算定

変更額の算定については、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率